

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		特別療養費の支給		
根拠法令及び条項		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第54条の3第1項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	<p>保険者は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯に対し、保険医療機関、特定承認保険医療機関、指定訪問看護事業者に療養を受けたときは、特別療養費を支給する。</p>		
	設定年月日	平成6年4月1日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～7日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	<p> 経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 1～7日 </p>		
	設定年月日	平成6年4月1日	最終変更年月日	
備 考				